

アンケート中「質問 9. その他（自由記述）」のほか、各項で記載された意見を加えてまとめました。

33 件の回答

【登録審査事務について】

1. 各都道府県の再審査業務の進捗状況
2. 審査時期の調整について、実際に申請を受け付けている自治体の実例を聞きたい。
3. 登録事務に関して、担当者及び申請者が事前に知っておくとよいポイント（準備書類等）
4. 登録事務担当者向けにマニュアル等整備しているか。
5. 登録や指定にあたって、提出書類はどのような例示をしているか。
6. 現地調査はどのように実施しているのか（チェックリストなど）。旧法での登録博物館も現地調査を実施しているのか。各博物館から記入例が欲しいなどのコメントをうける。具体的な様式や求められる資料など細かい部分は各県によって異なると思うが、登録申請書の一モデルを公開してほしい。
7. 博物館における資料のデジタル・アーカイブ化の状況について（デジタル・アーカイブ化に対する体制が整っていないければ、登録審査基準を満たしていないと判断すべきなのか、今後体制を整備する動きが見られれば、基準を満たしていると判断してよいかなど、他県の状況など参考にできたらと思います。）
8. 博物館登録事務の権限移譲されている市は、再登録についてどうしているのか（県で一括して審査・有識者への意見徴収を行ったりするのか）情報提供いただきたい。
9. 審査基準について、審査項目それぞれにおいて、登録可とする基準が申請した館の規模や形態によって異なるため、統一的な基準のもとでの審査が難しいと思うが、各自治体ではどのようにして対応しているかお聞きしたい。（事務担当者で判断がつかないところは全て学識経験者へ確認をお願いしているのか、またある程度一般常識の範囲内で認定可かどうかを判断しているのであれば、その「範囲内」の内規等を設けているのか、等）

【有識者（意見聴取）について】

10. 学識経験者について、どのような所属・属性から何名選定するか。
11. 登録博物館は域内で公立博物館が 1 館あるのみです。できれば今年度内に実施したいと考えております。有識者をどのように選定すべきかわかりません。博物館の登録に

かかる一連の事務の具体的な流れについて先行事例を複数示して頂きぜひ参考にさせて頂きたいです。

12. 登録審査を行う有識者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく地方自治体の附属機関の委員となるのか。常設でなく都度意見を聞く場合には、附属機関にあたらぬのか。

13. （質問 5.-2 と重複しますが、）意見聴取について、1 施設のみ申請でお願いした方が良いのか、複数施設から申請があった段階でお願いした（まとめて意見聴取をする）方が良いのか、審査件数も少なく、今後の方向性を決めかねている状態です。質問 5.-2 記載のとおり、気軽にお願いするのは憚られるところですので、今回の登録審査事務担当者の意見交換会の趣旨からは外れるかもしれませんが、有識者の方々の声を伺いする機会があれば大変有難く存じます。

14. 意見聴取の際の具体的内容について。（人選、人数、審査のポイント、聴取した意見の扱い）

15. 意見聴取の手順・工夫

16. 学識者から聴取した意見の扱い（博物館園へのフィードバックの有無。フィードバックしている場合の方法等）

17. 現在、市内の 1 館を審査中であり、この件の有識者について選定の目途が立っているものの、まだ正式な依頼及び意見の聴取を行っていない状況である。

【有識者参考リストについて】

18. 県外の他機関に異動したり退職したりする者もいるため、年度毎にリストを更新しただけだと大変有り難い。

19. リストの更新が 2 月のため、人事異動が反映されておらず、掲載者が異動しており現在不在となっている施設があったため、更新は年度当初等に行っていただきたい。

20. 現在、館種に応じた有識者 1 名に加え、教育普及を専門とする有識者 1 名の計 2 名から意見を聴きたいと考えていますが、参考リストに掲載されている人数が少なく、特定の方の御負担になることを懸念しています。各有識者の専門分野については、1 個に絞るのではなく、複数提示していただければ、もう少し選択肢が広がるのではないかと思うところです。

また、現場の学芸員の方は非常に御多忙のようで、参考リストに掲載されている方であっても日程調整等に難航する状況にあり、人選には大変苦慮しています。

以前、意見聴取（館種に応じた有識者 1 名 + 教育普及を専門とする有識者 1 名）及び実地調査を実施したところ、非常に充実した機会となり、申請者としても得るものが多か

ったようで、同様の形態で続けていきたいのですが、上記の事情もあり大変悩ましく感じています。

21. 都道府県によって専門分野に偏りがあるので、各館種（動物園・水族館含めて）の専門分野の方が都道府県ごとに網羅されていれば、選定がし易いと感じました。

22. リストに掲載されている有識者はどのような基準で選定されているか、可能な範囲で教えていただきたいです。

23. 有識者参考リストをさらに充実化していただけますと大変ありがたいです。

24. 有識者リストの入手方法がわからない（協会ホームページでは見つけれなかった）

【みなし指定施設（旧相当施設）に関して】

25. 博物館相当施設についての審査及び登録状況について

26. みなし指定施設の要件確認について、博物館園への促し方（実例紹介）

27. みなし指定施設の再審査を実施するか。

【博物館への登録申請の促進について】

28. 博物館の登録申請の促進にあたって各自治体での取り組み。（例えば、登録博物館に対する自治体ごとの補助事業があるか等）

29. 本市でも、この度の再審査等の手続きに関し、博物館施設に働きかけは行っていますが、審査に要する資料が旧法の時より多種大量になっているので、博物館施設にとっては大変負担を感じておられるようにお見受けします。また、手続きの期限までまだ時間がある・・・」と思われるのか、博物館施設から、なかなか申請に向けてのご連絡がないのが実態です。

【その他】

30. 公立博物館の入館料等徴収について、事例を共有いただく機会があれば、大変ありがたいです。原則徴収できないとなっている、公立博物館の入館料等について、徴収している事例があれば、その「やむを得ない事情」がどのようなものか、お聞きしたいです。

31. 定期報告の確認頻度、どのような書類を提出させるか。

32. 質問項目「事前相談」については、オンラインでの説明会を本年7月に文化庁の参加を得て開催したことをもって「行った」としております。アンケート等は行っておりません。

33. 登録博物館及び博物館指定施設の申請希望の連絡があった館に対し、個別に「事前相談」（対面）を実施している。事前相談の場では改正法のポイントや申請手続きの変更点等について再度説明を行い、改正法についての理解を深めていただいている。また、施設の意思の確認と、館の実態を聞き取り把握することにより、その後の審査業務を進めるうえでの参考としている。

以上

(9/2 日博協事務局まとめ)